

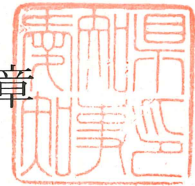
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府高槻市大字原 3018 番地

氏 名 有限会社 徳山産業
代表取締役 徳山 仁守 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 平成 28 年 6 月 30 日
許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 6 月 29 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 23 年 6 月 30 日 新規許可

平成 28 年 6 月 30 日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無